

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380585

研究課題名(和文) 国際取引における実務と法制度の共進化-ソフトローとハードローの観点から-

研究課題名(英文) A Study on the Coevolution of Business Practices and Legal Systems -From Stand Points of Soft Law and Hard Law-

研究代表者

長沼 健 (Naganuma, Ken)

同志社大学・商学部・准教授

研究者番号：10454480

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、国際取引におけるソフトローである実務とハードローである法制度がお互いに影響を与えながら共進化していくという仮説の実証を目的としている。

具体的には、国際取引で使用される貿易関連書類の中でもe-SWB、電子サレンダーB/L、サレンダーB/Lそして海上運送状といった新しい運送書類を対象にしている。それらを使用した国際取引の実務(取引慣行や商慣習)が法制度(条約および国内法)の形成に与える影響と、制度が実務の構築に与える影響を商学的そして法学的な観点から分析した上で、それらが共進化していることを理論的および実証的に考察した。

研究成果の概要(英文)：This aim of this study is to verify a hypothesis that soft law (business practices) and hard law (legal system) coevolve by influencing each other.

By focusing on new transport documents used in international transactions such as e-SWB, e-surrender B/L and sea waybill, the study analyzes how the use of those documents influences the formation of legal systems and how systems influence business practices. Through theoretical and factual analysis, the study concludes that business practices and legal systems coevolve by influencing each other.

研究分野：国際電子商取引

キーワード：国際運送書類 サレンダーB/L 電子運送書類 海上運送状 船荷証券 ソフトロー ハードロー 共進化

## 1. 研究開始当初の背景

近年、運送書類を使用する国際取引の実務に変化が見られる。その変化とは、海上運送状を使用した実務の変化、サレンダーB/Lを使用した実務の変化、電子サレンダーB/Lを使用した実務の変化である。

この変化に対して、国際商取引論や貿易商務論の分野においては、従来から研究がおこなわれてきた。例えば、*や*の動きについては、Todd (1986) や新堀 (2001) などがある。これらの研究は、運送書類が船荷証券から海上運送状やサレンダーB/Lへとシフトしていった背景や理由ならびに実務的な対応やその問題点を商学的そして法学的な観点から考察している。これらの研究は国際取引の制度が実務の構築に与える影響を考察する上で大変参考になる。しかしながら、法制度によって規定された運送書類の実務を解明するには、実務と法制度との相互作用に関する視点を取り入れることが必要になるが、この点に関する研究は不十分であった。また、*の*動きについては、実証的に分析している研究はほとんどない。

また、ソフトロー（国家の強制力なし）・ハードロー（国家の強制力あり）の観点から商慣習と法制度の関係を明らかにする研究も進められている。例えば、Abbott & Snidal (2000) や藤田 (2008) である。これらの研究のアプローチ法や分析方法は大いに参考になる。しかしながら、ここではソフトローとハードローが影響を与えながら共に進化していくという共進化 (Nelson, 1993; 後藤, 2003) の可能性については十分に考察されていない。

そこで、本研究では、各分野の専門的な共同研究者と研究協力者（実務家）を迎えることで、多角的な視点から国際取引における実務と法制度の共進化の分析を試みる。

本研究の最終目標は、国際取引における実務と法制度の共進化に関する仮説を実証することである。そのために、期間内に明らかにするのは以下の4点である。運送書類に関するデータを国内外の船会社への聞き取り調査から入手し、運送書類の発行状況（現在の発行数と割合、発行の推移など）を明らかにする。関連会社に対して、運送書類選択に関するアンケート調査を実施する。そこから得られた調査データを分析し、法制度が実務に対して与える影響を解明する。運送書類に関する各国の外国法制度を調査し、法制度の形成が実務から受ける影響を明らかにする。上述した～をもとに、国際取引における実務と制度の共進化に関して理論的そして実証的に考察する。

## 2. 研究の目的

本研究では、国際取引におけるソフトローである実務とハードローである法制度が

互いに影響を与えながら共進化していくという仮説の実証を目的としている。具体的には以下の通りである。

- (1) 国際取引で使用される貿易関連書類の中でも e-SWB、電子サレンダーB/L そして海上運送状といった新しい運送書類を対象にし、それらを使用した国際取引の実務（取引慣行や商慣習）が法制度（条約および国内法）の形成に与える影響を調べる。
- (2) 法制度が実務の構築に与える影響を明らかにする。
- (3) 以上の(1)と(2)が共進化していることを理論的および実証的に考察する。

## 3. 研究の方法

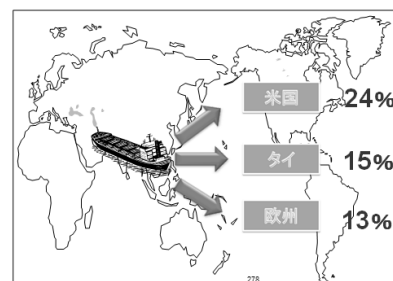
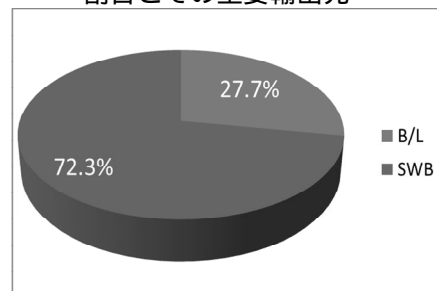
研究の方法は主に以下の通りである。

- (1) e-SWB、海上運送状、そしてサレンダーB/L といった新しい運送書類の普及に関する先行研究の文献をレビューした上で、問題意識を明確にする。
- (2) 運送書類を使用している企業に対する探索的な事例研究を実施した上で、仮説を設定する。その際には法制度が実務に対して与える影響に焦点をあてる。
- (3) 運送書類を使用する企業に対してアンケート調査を実施し、そこから得られたデータを基に仮説を検証する。
- (4) 新しい運送書類が制度（条約や国際規則など）に与えた影響を考察する。

## 4. 研究成果

- (1) 船荷証券と海上運送状に関するデータを船会社への聞き取り調査から入手し、それぞれの発行状況を明らかにした（第1図、第2図、そして第3図を参照）。

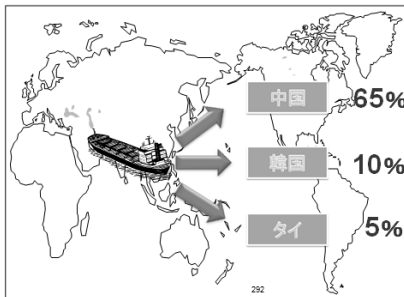
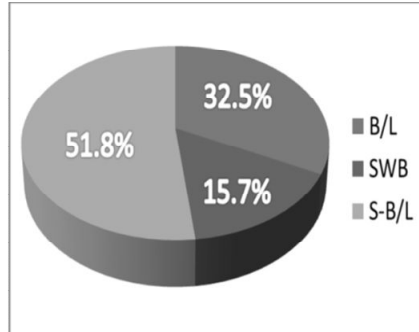
第1図 日本船社A社が発行した運送書類の割合とその主要輸出先



出所：日本船社A社に頂いた資料をもとに著

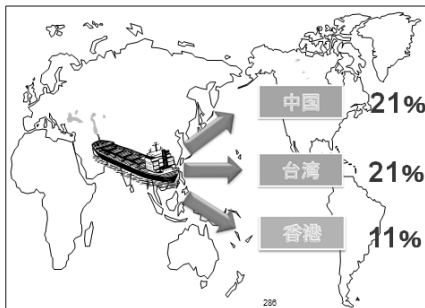
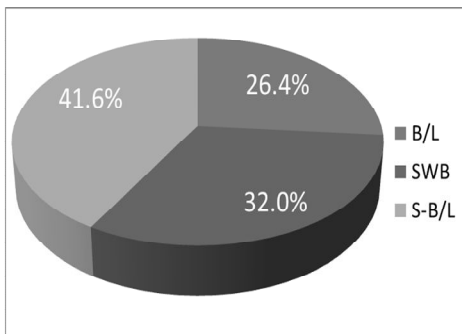
申請者が作成。数値の実績は 2011 年 1 月～2013 年 10 月である。

第 2 図 中国船社 B 社の運送書類発行状況とその主要輸先



出所：中国船社 B 社への聞き取り調査から申請者が作成。数値の実績は 2012 年 1 月～2012 年 12 月である。

第 3 図 台湾船社 C 社の運送書類発行状況とその主要輸先

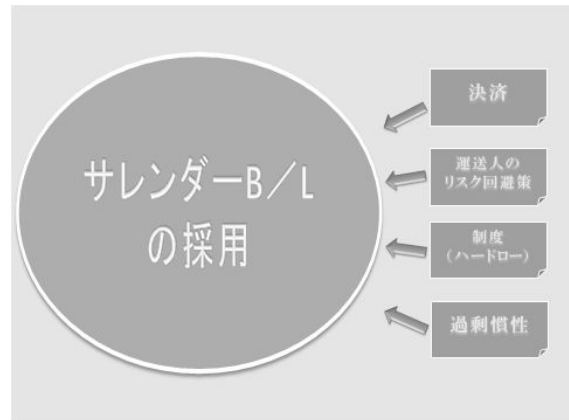


出所：台湾船社 C 社への聞き取り調査から申請者が作成。数値の実績は 2013 年 4 月～2014 年 3 月である。

- (2) 先行研究をレビューした上で、荷主( 商社やメーカー等 ) および運送人 ( 船会社やフォワーダー ) に聞き取り調査を实

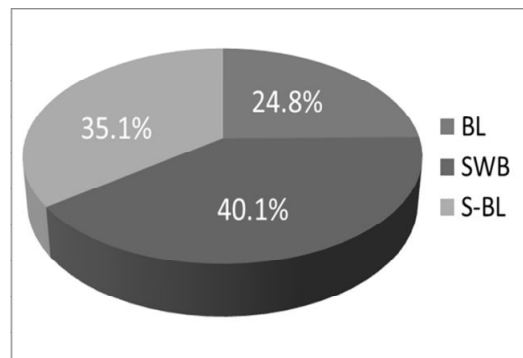
施し、サレンダーB/L の選択に影響を与える要因の調査モデルを提示した( 第 4 図を参照 )。

第 4 図 サレンダーB/L 採用の分析枠組



- (3) 上記の仮説を実証するために、運送書類選択に関するアンケート調査を東証一部・二部に上場している 186 社におこなった。ここでは、まず、運送書類の使用に関する最新の動向を把握することができた( 第 5 図を参照 )。このように船荷証券に代わり非流通運送書類である海上運送状やサレンダーB/L が運送書類の主役になっていることを明確に認識することができる。次に、そこで得られた調査データから、国際商取引で使用されている運送書類の商慣習であるサレンダーB/L の採用に影響を与える要因を明らかにした。そこでは、制度( 条約・法律など ) が運送書類の商慣習や実務の採用に影響を与えている要因の一つであることが明らかになった。

第 5 図 東証一部・二部に上場している企業 186 社の海上運送書類の使用動向

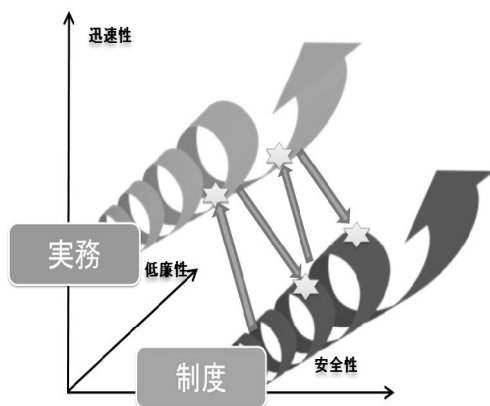


- (4) 実務が制度に与える影響については、条約であるロッテルダム・ルールズ ( Convention on Contracts for the International Carriage of Goods Wholly or Partly by Sea ) と商法改正の議論を対象に、これらの条約や国内法が形成される過程の中で実務が果た

す役割について考察した。ここでは、サレンダーB/Lやe-SWB（電子海上運送状）やe-SBL（電子サレンダーB/L）をはじめとする非流通運送書類の普及が国際的なルールの形成に影響を与えていることが明らかになった（例えば、ロッテルダム・ルールズでは、非流通運送書類の定義を明記しその役割を規定している。また、日本の商法（運送・海商関係）等の改正に関する議論においては、非流通運送書類の普及によって海上運送状の規定を追加することが検討されている）。

- (5) 以上の研究結果【(2)、(3)、(4)】から、国際取引で使用される運送書類に関する実務と法制度が相互に影響しながら共進化を遂げ動的に普及していることが確認できた（第6図を参照）。しかしながら、以下の課題が残った。まずは、(2)の研究においては、対象とした企業が特定の業種に偏ってしまった。これについては、他業種の企業に対しても調査を実施する予定である。次に、(4)の研究では、対象とする実務やソフトローを運送書類に限定しているために、そのメカニズムを解明できたとは言い難い。そのため、国際商取引全般（契約や決済など）で使用される他の実務やソフトロー対象に、本研究が指摘したメカニズムを検証する予定である。具体的には、インコタームズ2010 UCP600 ISBP745を対象にすることを考えている。

第6図 実務と法制度の共進化



5. 主な発表論文等  
（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計17件)

Naoshi TAKASUGI 「E-Commerce Law and the Prospects for Uniform E-Commerce Rules of the Privacy and Security of Electronic Communications」 Arizona Journal of International &

Comparative Law, 33 巻(2016) 257 頁-262 頁<査読あり>。

長沼健 「国際商取引におけるサレンダーB/Lの普及と新たな変化について」 『同志社商学』 66 巻 6 号(2015) 1317-1333 頁<査読なし>。

高杉直 「国際仲裁におけるウィーン売買条約の適用」立命館法学、査読無、363・364号(2015) 1584 頁-1605 頁<査読なし>。

増田史子 「船荷証券所持の法的意義 イギリス法の素描」 『立命館法学』 第363・364号(2015) 785-810 頁<査読なし>。

増田史子 「B/L上の管轄条項と訴訟競合」 『国際商事法務』 43 巻 2 号(2015), 232-235 頁<査読なし>。

長沼健 「サレンダーB/Lの使用要因に関する実証的研究」 『国際商取引学会年報』 16 号(2014) 31-44 頁<査読あり>。

長沼健 「国際商取引における電子運送書類の必要性とその普及理論」 『同志社商学』 66 巻 1 号(2014) 302-324 頁<査読なし>。

長沼健 「日本におけるサレンダーB/Lの使用状況とその採用要因に関する実証的研究」 『同志社商学』 65 巻 5 号(2014) 275-298 頁<査読なし>。

高杉直 「国際取引契約における仲裁合意の成立・効力の準拠法—妨訴抗弁の局面を中心に—」 『帝塚山法学』 26 号(2014) 45-93 頁<査読なし>。

高杉直 「国境を越えた子の奪い合い紛争の解決と課題」二宮周平=渡辺惺之編著 『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』(日本加除出版、2014) 199 頁-212 頁<査読なし>。

高杉直 「国際商事仲裁における仲裁判断の準拠法—仲裁法36条に関する覚書—」 『同志社商学』 65 巻 5 号[2014] 661-678 頁<査読なし>。

吉川英一郎 「国際契約一般条項のソフトロー性 不可抗力条項 (Force Majeure Clause) について」 『同志社商学』 65 巻 5 号(2014) 215-239 頁<査読なし>。

長沼健 「サレンダーB/L第2類型の普及が運送書類電子化に与える影響について」 『国際商取引学会年報』 15 号(2013) 96-109 頁<査読あり>。

長沼健 「サレンダーB/L使用の変化と運送書類電子化の進展」 『同志社商学』 64 巻 5 号(2013) 354 - 370 頁<査読なし>。

増田史子 「国際海上物品運送契約における裁判管轄条項(1)」 『法学論叢』 174 巻 2 号(2013), 1-30 頁<査読なし>。  
増田史子 「国際海上物品運送契約における裁判管轄条項(2)・完」 『法学論叢』 174 巻 3 号(2013), 1-26 頁<査読なし>。

>。  
増田史子「私法統一条約の機能と適用：外航海運と内航海運の比較から」『国際商事法務』41巻11号(2013),1674-1677頁<査読なし>。

〔学会発表〕(計15件)

長沼健「国際商取引における実務と法制度の共進化について」、国際商取引における実務と法制度研究会、同志社大学(東京オフィス)2016年3月21日。  
Ken Naganuma, "A Study on the Coevolution of Business Practices and Legislative System", Society for the study of international trade and business, Jade room (Conference room) at Gang Nam Hotel (Korea), March 18, 2016.  
長沼健「国際商取引におけるサレンダーB/Lの普及と多文化の影響について」、国際ビジネスコミュニケーション学会、和光大学(東京)2015年10月10日。  
Naoshi TAKASUGI 「International Commercial Contracts and Determination of Applicable Law by the Arbitral Tribunal seated in Japan」[招待講演](2015年10月1日、Donga-A University Law School (Korea))。  
高杉直「Naoko Ohno v. Yuko Yasuma; Saints of Glory Church, 723 F.3d. 984 (9th Cir. 2013)」日米法学会(2015年9月26日、キャンパスプラザ京都)。  
Naoshi TAKASUGI 「Towards the Asian Principles of Private International Law」Ana Rome, Malcolm Hall, University of the Philippines, college of law (2015年3月10日、フィリピン大学法学部)。  
Naoshi TAKASUGI 「E-Commerce Law and the Prospects for Uniform E-Commerce Rules on the Privacy and Security of Electronic Communications」[招待講演] Second Pacific-Rim Colloquium on Economic Development and the Harmonization of Commercial Law, Shanghai, China - January 8-10, 2015 (2015年1月9日、上海対外経貿大学 Shanghai University of International Business and Economics)。  
長沼健「国際商取引における運送書類の現状とその採用要因に関する実証研究」、日本経済港湾学会・日本貿易学会共催西部部会、於同志社女子大学、2014年12月13日。  
高杉直「グローバル・ガヴァナンスと国際不法行為法の諸相—ATSと米国における国際不法行為法」国際法学会第117回研究大会(2014年9月21日、新潟市・朱鷺メッセ)。  
長沼健「サレンダーB/Lの現状と使用要

因に関する実証研究」、日本貿易学会全国大会、於和光大学、2014年6月1日。  
長沼健「日中航路における新しいサレンダーB/Lの使用拡大と電子運送書類に向けた新潮流」、関西グローバルビジネス研究会、於大阪市立弁天町市民学習センター第3研修室、2013年10月19日。  
高杉直「Economic Development through Commercial Law in Japan」[招待講演] Pacific Rim Colloquium: Economic Development and Harmonization of Commercial Law (2013年10月17日・18日、チリ・サンチアゴ、Universidad Mayor マヨール大学、主催：National Law Center for Inter-American Free Trade & Universidad Mayor)。  
高杉直「Towards the Asian Principles of Private International Law」International Symposium: Towards the Asian Principles of Private International Law (2013年10月10日・11日、同志社大学、主催：「アジア国際私法原則」・同志社大学国際ビジネス法務研究センター)。  
長沼健「日中航路におけるサレンダーB/Lの使用状況と今後の動向について」、国際商取引学会東部部会、於あすか会議室303A会議室、2013年7月20日。  
高杉直「International e-Commerce: Dispute Resolution」[招待講演]<英語> 10th e-Trade International Forum: e-Trade and e-Logistics in the Green Growth Era (2013年6月8日、韓国・中央大学、主催：Korean e-Trade Research Institute及びKorean Academy of International Commerce)。

〔図書〕(計5件)

長沼健『国際運送書類の歴史の変遷と電子化への潮流』(文眞堂、2015)[合計202頁]。  
野村美明・高杉直・久保田隆編『ケーススタディー国際関係私法』(有斐閣、2015)[合計263頁]。  
松岡博・(補訂)高杉直『国際関係私法講義(改題補訂版)』(法律文化社、2015)[合計380頁]。  
澤田壽夫・柏木昇・杉浦保友・高杉直・森下哲朗・増田史子編『マテリアルズ国際取引法(第3版)』(有斐閣、2014)[計297頁]。  
曾野裕夫・沖野眞己・藤田友敬・小塚莊一郎・森下哲朗・高杉直『私法統一の現状と課題』別冊 NBL144号(商事法務、2013)[計108頁]。

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：

発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

長沼 健 (Ken Naganuma)  
同志社大学・商学部・准教授  
研究者番号：10454480

### (2) 研究分担者

高杉 直 (Naoshi Takasugi)  
同志社大学・法学部・教授  
研究者番号：60243747

増田 史子 (Humiko Masuda)  
岡山大学・社会文化科学研究科・准教授  
研究者番号：60362547

吉川 英一郎 (Eiichiro Yoshikawa)  
同志社大学・商学部・教授  
研究者番号：50341045

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：